

令和 7 年度経済産業省調達改善計画の上半期自己評価（概要）

（対象期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日）

令和 7 年 11 月

経済産業省

1. 競争性の確保

（1）一者応札の改善

- 平成 24 年 9 月、「一般競争入札における一者応札問題の改善策（以下、「改善策」）」を策定・実施。
- 入札前の自己チェックや総務課長等による事後チェック等の継続により、令和 6 年度に一者応札であった事業であって令和 7 年度にも実施した 176 事業のうち 64 事業が令和 7 年度に複数者応札となった（176 事業のうち 116 事業において令和 7 年度に一般競争入札による調達を行ったが、116 事業のうち 27 事業が令和 6 年度において高落札率となっていたものの、27 事業のうち 19 事業が令和 7 年度に高落札率を回避した）。引き続き、企画競争における一者応募もチェックプロセスの対象とし、競争性を確保した調達とするよう努めた。
- 上記のような改善が見られ、令和 7 年度上半期の一者応札割合は 28.3%と目標を達成しているが、引き続き改善に努める必要がある。

<目標：平成 23 年度（41.8%）比 10%削減 等>

年度	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy
一者応 札比率	41.8%	40.4%	39.2%	36.4%	36.2%	31.0%	25.5%	28.6%
年度	R1fy	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy	R6fy	R7fy 上半期	
一者応 札比率	36.1%	27.4%	31.2%	32.4%	30.8%	27.3%	28.3%	

【今後の取組】

- 「改善策」も含めた以下の取組を引き続き実施する。
 - （1）入札前、開札後の一者応札回避のためのチェックプロセスの徹底。
 - （2）類似案件の調達を実施する際の参考となるよう、仕様書の内容や落札者情報の省内共有。
 - （3）公認会計士、弁護士等の有識者から構成される「調達等の在り方に関する検討会」の提言を踏まえた調達情報の公開や事業者への情報提供。

（2）適切な随意契約の締結

- 形式的な競争入札により一者応札になってしまう事例を防ぐため、入札可能性調査を積極的に導入し、令和 7 年度上半期は 83 事業で実施した。
- 随意契約における調達価格の適正化に向け、平成 27 年度から、競争性のない随意契約及び入札可能性調査を経て締結された随意契約について「調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成」等を実施。

＜入札可能性調査による契約件数の推移＞

年度	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy
件数	42	47	60	64	65	57	71
年度	R3fy	R4fy	R5fy	R6fy	R7fy 上半期		
件数	85	69	73	67	83		

【今後の取組】

- 同一者による一者応札が長期間続いている事業について、事業の分割や入札可能性調査の実施を検討する。
- 随意契約による調達価格の算定に際してその適正を確保するため、「価格の妥当性評価チェックリスト」を活用する。

2. 庁費類の調達

（１）共同調達 ＜目標：品目拡大等＞

- 事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省・財務省・農水省と事務用消耗品等の 10 品目において共同調達を実施し、スケールメリットによる効果を確認。
- 事務用消耗品の単価平均は令和 7 年度上半期に 232 円と、共同調達前の平成 20 年度から約 27.0%減少（定価変動を考慮した上で比較）。

【今後の取組】

- 引き続き、本省・外局において使用する備品等の共同調達を実施するとともに、ペーパーレス化を進めながら、事務の省力化やコスト削減を図る。

（２）インターネット調達 ＜実施部局の拡大＞

- 平成 25 年 2 月から、簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とする「インターネット取引（クレジットカード活用）」による調達を本省において開始。平成 29 年度から取組を外局及び

地方局に拡大。

- 令和 7 年度上半期はインターネット調達を 43 件実施。品目によってはポイントにより購入することにより、さらに調達コストを低減。

ネット調達の実績推移

年度	H25fy	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy
件数	5	13	33	40	100	133	310	328
年度	R3fy	R4fy	R5fy	R6fy	R7fy 上半期			
件数	188	284	271	237	43			

【今後の取組】

- クレジットカードのポイントを活用した購入を拡大するなど、引き続き、インターネット調達を通じたコスト低減を図る。

（３）オープンカウンター方式 ＜目標：競争性、公平性の確保＞

- 物品調達等に係る見積合わせにおいて、競争性・公平性の確保を図る観点から、オープンカウンター方式を実施。
- 令和 7 年度上半期はオープンカウンター方式による調達を経産省全体で 177 件実施。なお、本省においては平均の仕様書受領者数が 1 案件当たり 18 者（令和 6 年度：15 者）、平均の見積書提出者数が 1 案件当たり 5 者（令和 6 年度：5 者）と、予算決算及び会計令において見積書の最少徴取者数とされている 2 者を上回った。

【今後の取組】

- 引き続き、競争性・公平性の確保を図る観点から、オープンカウンター方式での調達実施を進める。

3. 情報システム関係経費 ＜目標：競争性及びサービスの質確保 等＞

- 一定規模^(※)以上の情報システムの調達において、省内外の専門家や民間の調達支援業者、外部委員を含む技術審査委員会の活用を行い、民間ノウハウ・知見を反映。

（※）政府調達に関するルールに基づき 80 万 SDR。

- ソフトウェアの改修を事業者に依頼する際、事業者から改修に係る規模の見積もりを提出させ、こ

れまでの調達から蓄積した情報等を参考にしつつ、改修規模に応じた金額となっているか確認。令和 7 年度上半期は一定規模以上の情報システム調達 28 件について省内外専門家の助言を活用。その他、省外の専門家の助言や蓄積された調達情報を参考とすること等により、競争性の高い要求仕様とするよう努めた。

- 特に高度な技術力が求められる案件について、技術力を適切に評価した調達が行えるよう、総合評価落札方式における「価格点：技術点」の比率を「1：3」とした調達を 6 件実施。

【今後の取組】

- 省内外の専門家や他省庁のシステム担当者等との情報交換を積極的に行い、情報システム関係経費に係る情報を蓄積・共有することにより、引き続き、適切かつ競争性のある調達を行うための取組を進める。

4. その他の取組

- 調達事業の執行の透明性、公正性の向上等に向け、「調達等の在り方に関する検討会」においてとりまとめられた報告書（令和 3 年 1 月）を踏まえて策定したルールの内容に沿った調達プロセスを実施。
- 確定検査や予算・会計制度について、その適切な執行の中心的担い手となる会計業務担当職員、予算執行職員、新任管理職、各局筆頭補佐等に対する研修を実施。
- 予算執行上の注意事項や有用な情報を事務連絡等やチャットツール等により適時配信。
- 官公需の取引適正化に向けた点検・見直しが本格化している中で、既に実施している複数年契約の事業（ビルメンテナンス事業など約 20 事業）について、全省的な調査を実施し、必要な増額分約 1.5 億円について、令和 8 年度の概算要求に反映。また、独法交付金についても、消費者物価指数など賃金・物価の動向を踏まえ、所要額を反映。
- 予定価格が 1,000 万円以上の事業において、入札価格が予定価格の 6 割以下となった場合は、契約締結前に、当該事業の適切な履行の可能性について調査を実施。

重点的な取組、共通的な取組

令和7年度の調達改善計画									令和7年度上半期自己評価結果(対象期間: 令和7年4月1日～令和7年9月30日)						
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		実施(予定)時期	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期					定量的	定性的		
○		一者応札改善のための取組	○①入札前の自己チェック(前年度一者応札)、②契約前の自己チェック(一者応札、高落札率)、③事後の第三者チェック(一者応札、高落札率、同一者連続等)を主な内容とした「一般競争入札における一者応札問題の改善策について」を引き続き徹底する。	一者応札を改善する意義、これまでの取組を分析した結果、本取組を通じて改善が調達改善において重要であるため。	A+	H24	一者応札比率を改善し、契約の効率化に努める。	継続的に取り組む	R7年9月	・24年9月に「一般競争入札における一者応札問題の改善策」を新たに策定し、同年10月から実施を開始。【対象は全部局】 ・令和7年度も引き続き、以下のチェックプロセス等を実施。【全部局令和7年度上半期入札等案件229件が対象】 ①入札前の自己チェック →令和6年度に一者応札で令和7年度に実施した176件を対象に、入札公告前にセルフチェックリストによる改善策の実施状況等を課室長が確認 ②開札後・契約前の妥当性等チェック →開札の結果、令和7年度に一者応札かつ高落札率となった123件を対象に、入札手続等の妥当性等を各部署の総務課長等が確認 ・特殊な技術又は設備等が不可欠な事業であって、当該技術又は設備等を有している者が特定の者だけとは言い切れないものについては、形式的な競争入札を行うことを不要とする仕組み(公募(入札可能性調査))への移行を促した。	A	・入札案件(不落・不調随意契約を除く)840件のうち、一者応札は238件。一者応札比率は28.3%。【平成23年度比13.5%改善】	—	・前年度一者応札であった事業については、本取組により着実に改善が見られている。 ・平成23年度比で改善しており、一者応札比率が目標値比(31.8)▲3.5%となっている。	引き続き、本取組を実施。
○		公募(入札可能性調査)の実施及び調達価格の妥当性評価の推進	○公募(入札可能性調査)の要件について複数の条件により実施可能な事業者が限定される場合も対象に、公募(入札可能性調査)を引き続き実施する。 ○競争性のない随意契約(緊急随契約等を除く。)及び公募(入札可能性調査)を経て特定の者と締結された随意契約について、i)調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成、ii)外部アドバイザーによる評価(一定金額以上のもの)、iii)価格検証結果及びベストプラクティス等の組織的な共有等の取組を引き続き実施する。	一者応札改善のためには、事実上競争が働いていないと考えられる入札案件については随意契約へ移行し、価格の妥当性評価を実施する必要があるため。	A+	H25	競争性のない随意契約及び公募(入札可能性調査)を実施する案件については、調達価格の妥当性評価を適切に実施する。	継続的に取り組む	R7年9月	・26年2月に策定した公募(入札可能性調査)の実施手続をまとめた会計課調達に基づき、特定の者だけが当該事業を実施し得ると考えられる事業について、公募(入札可能性調査)を実施。 ・また、随意契約を実施する際の省内ルールにおいて、本制度の概要・手続等を再周知し、取組を継続して実施した。	B	・公募(入札可能性調査)を実施し、特定の者だけが形式的な競争入札が必要となり、個別に価格交渉が可能となることで、より良い調達の実現が可能となる。	・本来競争に達しないと考えられる事業について、形式的な競争入札が必要となり、個別に価格交渉が可能となることで、より良い調達の実現が可能となる。	・適切な調達価格の確保にあたっては、官公需の取引適正化に係る取組等も踏まえた対応の検討が必要。 ・チェックリストの確認項目や事業者との具体的な調整の手法など、実例を踏まえ、適切な調達価格の形成に向けた改良点を検討することが重要である。	引き続き、本取組を実施。
○		調達に関する公平性・透明性確保のための取組	○大規模事業(予算額10億円以上等の事業)の調達については、「調達等の在り方に関する検討会」を通して策定した新たな調達ルールに沿った公平性・透明性を確保した上での調達を行うこと。	大規模事業に対する公平性・透明性の確保が重要であるため。	A+	R2	大規模事業に対する公平性・透明性の確保を適切に実施する。	継続的に取り組む	R7年9月	・一定規模以上(事業費10億円以上又は事務局経費1億円以上)の事業について、審査結果として契約者名、採点結果等の公表や、事業開始時と事業完了後に履行体制図を公表するなどし、公平性・透明性の確保を適切に実施する。	A	令和7年度に契約締結・交付決定を行った対象事業につき、本省・エネ庁・中企庁の一覧ページにおいて、以下の対応を実施した。 ①11件の事業について、公告・公募前に事業概要の公表や資料提供依頼・意見募集等を実施した。 ②12件の事業について、該当項目に関する審査結果を広く对外公表した。 ③12件の事業について、事業開始時、終了時等に事業における履行体制を広く对外公表した。	・各事業について、対外的に広く情報共有することで、公平性・透明性を確保した事業執行を実施することが出来た。	—	引き続き、本取組を実施。
○		情報システム調達の改善	○情報システム調達については、事業内容に応じた適切な契約方式、落札方式等を検討する。 ○情報システムを調達する際、共通して記載すべき事項をまとめたフォーマットを活用し、事業者に対して、必要事項を漏れなく正しく伝える仕様書を作成する。 ○予定価格が80万SDR超となる情報システムの調達案件は、総合評価落札方式が原則であり、デジタル統括アドバイザーから仕様など調達に関して助言を得て、「価格点・技術点」の比率を決定し、適切に調達を進める。 ○予定価格が80万SDR以下となる情報システムの調達案件は、最低価格落札方式が原則ではあるが、当該案件について高度な技術力が求められる場合、デジタル統括アドバイザーから仕様など調達に関して助言を得ることで、総合評価落札方式の適用が可能となり、さらには「価格点・技術点」の比率を「1:3」とするなど、事業者の技術をより重視した評価を実施する。 ○必要に応じて、外部専門家を含む技術審査を実施するなど、引き続き、情報システムに係る民間ノウハウ・知見を調達に反映させる。 ○総合評価落札方式による情報システムに係る調達において、要件を満たすスタートアップの調達機会の拡大に資する取組(評価項目の追加)を実施する。	庁費の契約金額の多くの割合を占める情報システムについて、重点的に取り組むため。	A	H24	情報システム調達の一者応札の防止、契約金額、手続きの合理化、効率化。	継続的に取り組む	R7年9月	・情報システム調達について、事業内容に応じた適切な契約方法を検討した。 ・情報システムを調達する際、共通して記載すべき事項をまとめたフォーマットを活用した。 ・高度な技術力が求められる情報システムの調達については、デジタル統括アドバイザーから仕様など調達に関して助言を得て、事業者の技術力を重視した評価を行った。 ・予定価格が80万SDR超となる情報システムの調達において、省内外の専門家や民間の調達支援業者、外部委員を含む技術審査委員会の活用を行った。 ・総合評価落札方式による情報システムに係る調達において、要件を満たすスタートアップの調達機会の拡大に資する取組として、関連する評価項目を追加した。	A	・省内外の専門家の活用(31件中、28件) ・民間の調達支援業者の活用(31件中、2件) ・外部委員を含む技術審査委員会の活用(31件中、2件) ・6件の情報システムの調達において、総合評価落札方式における「価格点・技術点」の比率を「1:3」とした評価を実施し、契約を行った。	・効率的・効果的なシステム開発を行うため、事業内容に応じた適切な契約方式の検討を行った。 ・技術力を重視した評価を行ったことで、システムの安定的稼働に繋がる調達を実現した。 ・省内外の専門家の助言や、外部委員を含む技術審査委員会及び民間の調達支援業者を活用し、情報システムに係る民間ノウハウ・知見を調達に反映させることや、要求仕様が過剰でないか、競争性の高い仕様となっているか、技術・スケジュール面において無理のない仕様となっているか等の調達内容の精査を行い、適正な仕様での調達を実施した。	—	引き続き、本取組を実施。
○		出張旅費・業務の効率化	○当省(地方支分部局除く。)では、旅費関係業務において、旅費システム入力等業務及びチケット等手配業務を旅行代理店等の民間へ委託している。これらを活用するなどして、出張旅費・業務の効率化に資する以下の取組を実施する。 i)旅費の支給期間(出張から支払までの所要期間)の短縮 ○旅費システム入力等業務のアウトソーシングによる事務の効率化の環境を引き続き整えるとともに、速やかな旅費の請求・支払手続を省内に徹底する等の取組を実施する。(目標:支給期間30日以内) ii)代理店の利用及び出張・バック商品の活用 ○チケット等手配業務については、当省向けに航空券や宿泊施設、出張・バック商品等の更なる割引を行う旅行代理店と契約しており、業務及び旅費の効率化を図っている。部局ごとの旅行代理店利用率・バック利用率を省内に周知する「見える化」を実施すると、旅行代理店の利用を徹底する。	金額的な重要性(31億円程度)が高く、旅費の実務の合理化・標準化、職員の旅費業務に対する意識改革を行うことが、旅費業務の改善の上で重要であるため。	B	H24	出張後、30日以内の旅費の支払を実施。	継続的に取り組む	R7年9月	・支払期間の短縮を促すため、精算が遅れている案件は旅費担当者へ個別督促を実施した。また旅費法改正で想定される作業遅延を防止し、支払い期間を短縮するため、旅費法改正により変更があった旅費業務について、改正後旅費法の概要資料・精算作業についてのマニュアルを作成し、省内周知を行った。 ・代理店を利用する職員向けに、代理店利用を促す省内周知を行った。またSEABISの改修や旅費法改正に合わせ、チケット手配依頼時に使用するフォーマットを改修し、手配にかかる時間短縮を図り、代理店利用が業務効率化につながるための取組を実施した。 ・支払期間の短縮を促すため、部局別に平均支払期間を算出し省内周知する「見える化」を図るとともに、特に遅延が目立つ部局には個別に督促するといった工夫を実施。	A	・令和7年度上半期における出張から支払までの所要期間(本省及び外局)は平均32.6日(参考) 24年度平均: 48.8日 25年度平均: 49.5日 26年度平均: 53.4日 27年度平均: 41.7日 28年度平均: 35.5日 29年度平均: 38.5日 30年度平均: 31.1日 令和元年度平均: 27.1日 2年度平均: 22.5日 3年度平均: 26.7日 4年度平均: 40.3日 5年度平均: 31.8日 6年度平均: 26.2日 ・令和7年度上半期の旅行代理店の利用率は25.0%(参考) 24年度: 55.4% 25年度: 53.6% 26年度: 53.2% 27年度: 52.3% 28年度: 46.0% 29年度: 52.1% 30年度: 46.8% 令和元年度: 59.5% 2年度: 44.0% 3年度: 43.9% 4年度: 44.3% 5年度: 42.9% 6年度: 33.6% ※バック商品の設定が無い日帰り出張及び長期出張を除く。	—	・引き続き、民間へのアウトソーシングを活用しつつ、支払までの所要期間の短縮については、各部局に注意喚起等を実施する。	
○		ベンチャー企業を始めとした新規事業者からの調達拡大	○調達コストや財・サービスの質の改善に与える影響に留意しつつ、ベンチャー企業を始めとする新規事業者の入札機会の拡大を図る。 ○J-Startup 企業については全ての物品の製造、物品の販売(自らが製造した物品の販売に限る。)及び役務の提供等の入札への参加を可能とする。 ○一般競争入札においてベンチャー企業を含む資格等級D企業の入札への参加を可能とする。	「未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)」等において、ベンチャー支援・支援強化が図られており、当省としても政府調達における支援の在り方を検討するため。	B	H31	ベンチャー企業をはじめとする新規事業者の入札機会を拡大する。	継続的に取り組む	R7年9月	・平成30年10月に、J-Startupに認定されている企業については、より上位の競争参加資格の入札案件にも参加できるように全省庁共通の規程の改正を行った。 ・平成30年10月より、一般競争入札(総合評価方式)で実施する事業については、競争参加資格を原則A～Dにおいて、ベンチャー企業をはじめとする新規事業者の入札機会の拡大を図った。	A	—	一般競争入札(総合評価方式)で実施する事業については、競争参加資格を原則A～Dとしたことで、競争参加資格A～Dの企業による幅広い入札が行われた。	引き続き、本取組を実施。	
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	○一者応札の改善に向けて、一者応札となった事業については、セルフチェックリストによる公告・公募前のチェックや採択後のチェックなどを通して、一者応札の防止に努めるとともに、事後的に契約内容の妥当性について、契約等評価監視委員会にて外部関係者に審査いただく。		A	H29	本取組により一般競争入札の競争性の確保に努める。	継続的に取り組む	R7年9月	・令和7年度上半期229件(①入札前の自己チェック:106件+②開札後・契約前の妥当性等チェック:53件+③入札前及び開札後のチェック:70件)について、セルフチェックリストへの記載を実施。	A	入札前の自己チェックや総務課長等による事後チェック等の継続により、令和6年度に一者応札であった事業であって令和7年度にも実施した176事業のうち64事業が複数者応札となった(176事業のうち116事業において令和7年度に一般競争入札による調達を行ったが、116事業のうち27事業が令和6年度において高落札率となっていたものの、27事業のうち19事業が令和7年度に高落札率を回避した)。	—	引き続き、本取組を実施。	
○		調達事務のデジタル化の推進	○書面での契約書及び電子調達システム(GEPS)を利用しない入札書以外の調達事務に係る書類等は、押印を廃止し、電子メール等を活用した処理を行う。 ○入札説明会は、可能な限りオンラインで開催するとともに、開催を省略する場合は電子メールによる質疑応答の機会を設けるようにする。 ○事業者に対しては、GEPSの利用促進を行う。その上で、紙入札・紙契約を希望する事業者については、ヒアリングなどを行い、GEPSの利用促進に向けた課題等を把握する。		A+	R4	入札公告、調達仕様書等の調達情報については、調達ポータルを活用して電子的に公開し、原則電子入札及び電子契約を可能とする。(電子調達システムの利用を徹底し、「オンライン利用率向上の基本計画(令和3年12月16日改定)」において掲げられている目標値(令和6年度末までに電子入札率80%、電子契約率50%)を踏まえ、当省における電子調達システムの電子入札率については、引き続き80%以上となるよう努め、電子契約率については、40%となるよう努める。)	継続的に取り組む	R7年9月	入札公告や調達仕様書等の資料掲載については、原則調達ポータルに掲載することで事業者の事務負担軽減に努めた。 ・事業者には、予め電子入札・電子契約のメリットを周知する等、普及に努めた。対応不可の業者には理由をヒアリングし、原因の解明を行った。 ・押印を廃止し見積書、該書等を電子メールで徴取するようにしたほか、入札説明会をオンラインで開催した。	A	本省において、電子入札率は昨年同期94.1%(399件/424件)から95.2%(399件/419件)に、電子契約率は昨年同期61.1%(264件/432件)から78.1%(380件/416件)に向上した。 地方支分部局において、電子入札率は昨年同期82.5%(228件/274件)から89.0%(169件/190件)に、電子契約率は昨年同期16.7%(38件/228件)から33.0%(57件/173件)に向上した。 なお、本件数/利用率はシステムによってデジタル庁が抽出したものである。	—	調達ポータルを利用した調達情報の掲載や、原則電子入札を用いたことにより、例年と比較し、幅広い地域からの事業者により資料入手や入札参加が見られたため、競争性、公正性、透明性の向上に寄与したと考えられる。	引き続き地方支分部局での電子調達システムへの理解・知見を深めるよう努める。

※電子入札率・電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。

電子入札率＝電子入札案件数÷電子入札案件数
電子入札案件数＝入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の両方を含む)
電子入札率＝電子入札案件数÷入札案件数のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子入札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子入札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子入札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)
電子入札によらない電子契約案件数＝電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+ : 効果的な取組
A : 発展的な取組
B : 標準的な取組

※2 進捗度

-A- (定量的な目標) 目標進捗率90%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
-B- (定量的な目標) 目標進捗率50%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
-C- (定量的な目標) 目標進捗率50%未満
(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調査改善計画		令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和7年9月30日)	
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
随意契約(少額・不落・不調随意契約を除く)を行うおとする場合は、大臣官房会計課による事前の承認審査を行うとともに、競争性のない随意契約を行ってきた事業についても、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行う。	継続	随意契約件数(少額、不落・不調案件除く)703件	本省・地方支分部局・資源エネルギー庁、中小企業庁、特許庁(以下これらすべてを「全部局」という。)が令和7年度に締結したすべての随意契約(少額、不落・不調案件除く。)について、大臣官房会計課が、競争性のある契約方式への移行が可能か、随意契約によることとする理由に妥当性があるかといった観点から、承認審査を実施。 すべての随意契約について、事前に会計課が厳格に審査することによって、適正な随意契約の締結、競争性のある契約形態への移行が促進されている。
一般競争、随意契約、補助金事業について、当省の契約事務等にかかる外部有識者委員会である契約等評価監視委員会や会計内部監査において事後検証を行う。	継続	—	外部有識者による事後検証等を実施することによって、入札及び契約手続における客観性の向上及び透明性の確保が図られるとともに、内部監査によって合規性の確保等が図られる。
年間発注予定表を本省ホームページ等に掲載する。本省では平成28年度から公表頻度の増加(年3回程度)を行っており、令和7年度も継続して実施する。	継続	令和7年2月及び8月に、その時点の情報にアップデートして掲載した。	令和7年度の年間発注予定表を本省HP掲載。これにより、事業者が前もって事業の準備が出来るため、競争に参加しやすくなる他、事業の質の向上も期待できる。
過去の受託企業の評価等をデータベース化することにより、入札情報について組織内で共有する。	継続	—	過去の受託事業の入札情報について、省内で共有。これにより、入札参加者の拡大へ寄与する他、事業を実施するにふさわしい候補となる事業者を複数選定することに寄与。
より多くの事業者が競争に参加できるよう、できる限り公告時期の前倒しを図るとともに、第4四半期の事業開始を原則として禁止し、適切な事業期間の確保を徹底する取組を継続する。	継続	—	余裕をもった公告期間を取るよう研修等で周知するとともに、第4四半期の事業執行の原則禁止し、11月以降に執行する事業については大臣官房会計課で審査している。この結果、事業執行課に余裕をもった事業の執行を行う意識が生じている。
インターネット取引について、積極的な取り組みを継続する。	継続	・令和7年度上半期にインターネット取引(クレジットカード決済)を、本省は0件、外局は6件、地方支分局は37件、合計43件実施。	・インターネット取引の活用により、現行の調達に比べ、広く簡便な価格情報の収集や、より安価なものを選定できる可能性がある。
本省(外局含む。)において、令和7年度も引き続き共同調達を実施する。併せて、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。	継続	①事務用消耗品【本省、外務省、財務省、農水省】	・本省における他府省間との共同調達については、事務用消耗品(※)、紙類(コピー用紙除く)、OA機器用消耗品、清掃用消耗品、蛍光灯、公用車向けガソリン、トイレットペーパー、災害備蓄用品(※)、クリーニング、宅配便について、外務省、財務省(一部除く)、農林水産省と共同調達を引き続き実施。 ・事務の省力化等が図られた。
		②災害用備蓄用品【本省、外務省、財務省、農水省】	・事務の省力化等が図られた。
地方支分部局においても、引き続き共同調達を実施し、併せて調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。	継続	・令和7年度も引き続き、すべての地方支分部局において、共同調達を実施。 【地方局における共同調達品目の総数(延べ)】 令和7年度上半期:50品目 【地方局における共同調達相手方官署の総数(延べ)】 令和7年度上半期:159官署	—
本省、外局にて共通して使用する物品等について、令和7年度も引き続き一括調達を実施するとともに、実施品目・組織等の拡大を目指す。 (現行の実施品目:コピー用紙、ガソリン、宅配業務、会議用茶葉、情報提供サービス、タクシー等)	継続	令和7年度も引き続き、省内の複数組織で使用する物品等(コピー用紙、会議用ペットボトル等)について共同調達を実施。	
		①コピー用紙【本省・外局】	A4: +703円/箱 等 【共同調達実施前のH19fyとの比較】 ・事務の省力化等は図られているが、古紙高騰のため価格は上昇した。
少額の随意契約を行う案件について、電子調達システム(GEPS)において、仕様書を提示し、自由に見積書を受け付ける調達(オープンカウンター方式)を継続し、競争性、公平性の確保を図る。	継続	②会議用ペットボトル【本省・外局(特許庁除く)】	ミネラルウォーター: +17円/本 等 【共同調達実施前のH20fyと比較】 ・事務の省力化等は図られているが、物価高騰のため価格は上昇した。
		・印刷、物品等について、オープンカウンター方式による調達を令和7年度上半期177件(本省20件、外局66件、地方支分部局等91件)実施。 ・実施機関は、本省、エネ庁、中小企業庁、特許庁、地方経済産業局であり、一部の支分部局を除いて実施している。 なお、本省においては、平均の仕様書受領者数は約18者/件(令和6年度:15者/件)、平均の見積書提出者数は約5者/件(令和6年度:3者/件)となっており、予定令上で最低限求められている見積書の徴取者数(2者以上)を上回って、競争性、公平性の確保が図られている。	
当省における委託契約には、大きく分けて、契約締結時に契約金額を確定するもの(以下「確定契約」という。)と、契約締結時には契約金額の確定が困難なことから契約金額を概算額(上原額)として、委託業務の完了後に実績に基づき契約金額を確定するもの(「概算条項付確定契約」と定義されることが多いが、以下、便宜上「概算契約」という。)の2つの契約形態がある。 契約方法の確定契約と概算契約の適切な使い分けを目的として、確定契約の仕様書を予算執行データベースに保存して各担当原課が契約締結にあたってそれを参照とすることで、本来確定契約で締結するべき契約を確定契約として締結する取組を継続する。	継続	令和7年度の確定契約件数は9件(本省分)。	—
会計業務・予算執行担当職員のスキルアップのために、契約手続、予算執行効率化や調達改善等の取組に関する情報の周知や会計検査院からの指摘事項等の徹底等を実施し、人材の育成に努める。 会計関係研修(補助金・委託費・確定検査等)を引き続き実施する。	継続	—	・各種規定・マニュアル等を遅滞なく省内に共有した。 ・予算執行に関わる職員のレベルアップのため、7月に委託費・補助金執行研修を省内予算執行職員向けに実施した。また、確定検査研修については、確定検査の増える時期を前に今後、調整し実施することで、職員の理解度も深めていく予定。
これまで実施してきた省内会議及び当省で実施する審議会のペーパーレス化や資料の電子配付、タブレット端末の活用等を継続的に進める。	継続	・令和7年度上半期のコピー使用枚数は▲91.9%(平成23年度比)となっている。	・当省で実施している審議会については、原則ペーパーレスで実施。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和7年4月1日～令和7年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【梶川 融・経済産業省契約等評価監視委員会 委員長】 意見聴取日【令和7年11月5日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○一者応札改善にむけた取組について セルフチェックリスト等による一者応札改善にむけた取組を行っているところ、本取組についてご意見をお聞かせ願います。 ○その他当省の調達改善計画に掲げられた各種取組が十分かつ適切に講じられているか、自己評価は適切に行われているか等について、ご意見をお聞かせ願います。	○一者応札改善に向けては、継続的な取り組みは一定の効果をあげていると考えられる。前年度、一者応札であった事業について、当年度複数応札になり、また、高落札率であったものについても、一定程度競争性が確保されていると思われる。当該改善については内容の分析を進め、新規案件も含め、できる限り早く改善が行われる取り組みを続けてほしい。 ○官公需の取引適正化に向けて、複数年契約の事業について全省的な調査と実施のために必要な増額分を概算要求に反映しているのが、現在の調達環境の変化に考慮して適切なものと思われる。 ○低価格入札の事業において、当該事業の適切な履行の可能性について調査を実施しているが、調達価格の高騰する現状において、十分に検討すべき作業と思われる。	○一者応札については、ご指摘の観点を踏まえ、改善に向けた取組を継続していくとともに、必要に応じて見直しを図りたい。 ○取引適正化に向けた対応については、概算要求に必要な金額を反映させたが、今後も必要に応じて対応してまいりたい。 ○低入札価格調査においては、業務に必要な人件費、原材料費、エネルギーコスト等が入札価格に反映されているか確認しつつ、適切に実施してまいりたい。